

租税の徴収額に過不足

1件 不当金額(収入) 2億6407万円  
 (前年度 1件 3億9719万円)

1 租税の概要

源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税等の国税については、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手続、納付の手続等が定められている。

2 検査の結果

57税務署において、納税者106人から租税を徴収するに当たり、徴収額が不足していたものが104事項計257,332,901円、徴収額が過大になっていたものが2事項計6,739,000円あった。

これを、税目別に示すと表のとおりである。

表 税目別の徴収過不足額等

税 目	徴収不足		徴収過大	
	事項数	金 額	事項数	金 額
源泉所得税、源泉所得 税及復興特別所得税	6	15,904,901 <sup>円</sup>	-	- <sup>円</sup>
申 告 所 得 税	24	52,012,500	1	1,172,100
法 人 税	51	145,184,500	1	5,566,900
相 続 税 ・ 贈 与 税	19	37,860,300	-	-
消 費 税	4	6,370,700	-	-
計	104	257,332,901	2	6,739,000

[これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。]